

宮城県気候変動適応センター設置要綱

(目的)

第1条 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条の規定により、宮城県内における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集及び提供等を行う拠点として、宮城県保健環境センター内の宮城県環境情報センターに、宮城県気候変動適応センター（以下「適応センター」という。）を設置する。

(業務)

第2条 適応センターは前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 気候変動影響及び気候変動適応に係る情報の収集及び整理
- (2) 他の研究機関等との連携体制の強化及び情報共有
- (3) 県民及び県内事業者における適応事例の収集
- (4) 県民及び県内事業者等に対し、前3号により収集した情報の提供
- (5) その他適応センターの目的を達成するため必要な事項に関する業務

(補則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、適応センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。